

岩手県告示第291号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づく岩手県三陸南沿岸大槌漁港海岸安渡、惣川、赤浜地区海岸に係る海岸保全区域の指定を廃止する。

平成26年4月1日

岩手県知事 達 増 拓 也